

令和5年（2023年）

旭川市議会議案

第1回臨時会

令和5年4月11日開会

令和5年 月 日閉会

令和5年度旭川市一般会計補正予算について

令和5年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和5年4月11日提出

旭川市長 今津寛介

---

## 旭川市税条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年4月11日提出

旭川市長 今津寛介

## 旭川市税条例の一部を改正する条例

旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第28条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第31条の見出し中「徴収方法」を「徴収の方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を

「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第33条中「及び」を「、個人の」に、「の合計額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第35条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第42条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第42条の2第1項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条、第42条の5及び第42条の6において同じ。）」を加え、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第42条の7第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第76条中第11項を第12項とし、同条第10項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
- (2) 家屋の所在，家屋番号，種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には，3月以内に提出することができなかつた理由

第86条第1号エ中「もの及び」を「もの，」に改め，「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第97条の5第1項及び第5項並びに第97条の8第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第5条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第7条中「，第63条又は第64条」を「又は第63条」に，「，第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第7条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め，同条第4項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め，同条第5項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め，同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め，同条第7項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第7条の4を次のように改める。

（法附則第15条の9の3第1項の条例で定める割合）

第7条の4 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は，3分の1とする。

附則第11条の2を削る。

附則第11条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め，同条を附則第11条の2とする。

附則第11条の6第3項を削る。

附則第12条第1項中「第8項」を「第4項」に改め，同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日」に，「令和3年度分」を「，当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め，同条第3項から第6項までを削り，同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に，

「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第12条の2を削る。

附則第12条の3第1項中「附則第12条第2項から第8項」を「前条第2項から第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条第4項中「附則第12条の3第2項」を「附則第12条の2第2項」に改め、同条を附則第12条の2とする。

附則第16条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第17条の5中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第86条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項（この条例による改正後の旭川市税条例（以下「新条例」という。）附則第12条の2第3項に係る部分を除く。）の規定

令和5年7月1日

(2) 第24条の2第2項、第31条、第33条、第35条、第42条、第42条の2及び第42条の7の改正規定並びに附則第11条の2の2第4項及び第12条の3第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第12条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第28条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する規定の適用）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の旭川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する規定の適用）

第4条 新条例第86条第1号エ及び附則第12条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年

度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の旭川市税条例附則第11条の2及び第11条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第11条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第12条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法等の一部改正等に伴い、旭川市税条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年4月11日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例

旭川市都市計画税条例（昭和31年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第13項中「第14項，第20項，第25項，第32項，第33項若しくは第36項」を「第13項，第19項，第24項，第31項，第32項，第35項若しくは第46項」に改める。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 改正後の旭川市都市計画税条例の規定は，令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和4年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

（説 明）

地方税法の一部改正に伴い，旭川市都市計画税条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年4月11日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

旭川市国民健康保険条例（昭和34年旭川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「令和4年度分の保険料」を「令和5年度分の保険料（令和3年度相当分及び令和4年度相当分に限る。）」に、「令和4年4月1日から令和5年3月31日」を「令和5年4月1日から同年12月31日」に、「令和5年3月31日」を「令和5年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

保険料の減免の申請の特例に係る規定を整備するために、旭川市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年4月11日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例

旭川市介護保険条例（平成12年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「令和4年度分の保険料」を「令和5年度分の保険料（令和3年度相当分及び令和4年度相当分に限る。）」に、「令和4年4月1日から令和5年3月31日」を「令和5年4月1日から同年9月30日」に、「令和5年3月31日」を「令和5年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

保険料の減額及び免除の申請の特例に係る規定を整備するために、旭川市介護保険条例の一部を改正しようとするものである。

## 専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月11日提出

旭川市長 今津寛介

| 整理番号 | 損害賠償の額<br>(円) | 専決処分年月日   | 事故発生年月日<br>及び場所        | 過失割合<br>(%)   |
|------|---------------|-----------|------------------------|---------------|
| 1    | 80,960        | 令和5年3月24日 | 令和5年2月18日<br>旭川市8条通6丁目 | 市 80<br>相手方20 |
| 2    | 268,945       | 令和5年3月24日 | 令和5年2月27日<br>旭川市4条西3丁目 | 市 100         |